

令和4年度 政務活動費支出整理簿

経費項目	広報費		(会派名 市民の目)
整理番号	月 日	支 出 額 (円)	支 出 内 容
1	5月14日	52,584	郵送料
2	9月5日	52,598	郵送料
3	10月24日	51,660	郵送料
小 計		156,842	備 考
合 計		156,842	

領収書添付用紙

経費項目 * 該当費目に○をつけてください。

整理番号 1

調査研究費		【内容説明欄】 議会報告拡声器送付費用(76号、77号、78号)
視察研修費		
広報費	○	
広聴費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		

【領収書等添付欄】

領収書

様

[別納引受]		
区内特別特(定)BC		
@70	648通	¥45,360
小計		¥45,360
第一種定形		
@84	86通	¥7,224
小計		¥7,224
郵便物引受合計通数	734通	
課税計(10%)	¥52,584	
(内消費税等)	¥4,780	
非課税計	¥0	
合計	¥52,584	
お預り金額	¥60,000	
おつり	¥7,416	



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 5月14日 16:49
発行No. 220514A5083 端P60箱70
連絡先: 西東京郵便局
TEL: 0570-943-745

領収書

様

[別納引受]		
区内特別特(定)BC		
@70	647通	¥45,290
小計		¥45,290
第一種定形		
@84	87通	¥7,308
小計		¥7,308
郵便物引受合計通数	734通	
課税計(10%)	¥52,598	
(内消費税等)	¥4,781	
非課税計	¥0	
合計	¥52,598	
お預り金額	¥60,000	
おつり	¥7,402	



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 9月 5日 15:53
発行No. 220905A3267 端N04箱10
連絡先: 西東京郵便局
TEL: 0570-943-745

領収書

様

[別納引受]		
第一種定形		
@84	85通	¥7,140
小計		¥7,140
区内特別特(定)BC		
@70	636通	¥44,520
小計		¥44,520
郵便物引受合計通数	721通	
課税計(10%)	¥51,660	
(内消費税等)	¥4,696	
非課税計	¥0	
合計	¥51,660	
お預り金額	¥52,000	
おつり	¥340	



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年10月24日 11:21
発行No. 221024A6139 端N04箱10
連絡先: 西東京郵便局
TEL: 0570-943-745

【留意事項】

- この用紙は、該当経費の項目に○をつけて経費項目毎に領収書を貼付けていただくものです。ホームページ等で情報公開を行う関係から、領収書は重ねて貼付けしないようにしてください。
- この【留意事項】を覆うように領収書を貼付けても結構です。

— 納得できる未来は情報の徹底公開から —
地方政治に政党はいらない。市民が主人公の行政を。

森てるおの拡声器

第76号
(年4回発行)
2022年5月

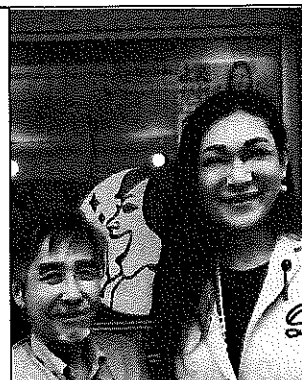
E-mail
mori@moriteruo.com



市民の目：事務所 西東京市中町 2-8-11-102 TEL：090-8876-9926 FAX：042-439-9434

議員に表現の自由はないのか

なんとも奇妙な決議が行われた。「市議会議員による SNS 等の投稿に関する決議」というものだ。内容はというと、議会でおこなった不都合な発言を取り消したときに、その内容に個人的な見解を付けた SNS での発信を自粛しようというものだ。「自粛しよう」と、さも全体での申し合わせのような体裁を装ってはいるが、賛否は割れているし、実質的には提案者を含む大会派を中心とした押しつけだと理解できる。議会の外での言動は、法に触れる言動は別にして個々の議員の責任で行われており、議会が規制できるものではない。それを自粛しろというのだからあきれてしまう。



よだかれんさんと

いったい、何があったのか

この決議案が出てきたのは、委員会での富永雄二議員の発言に会議規則上の問題がある上に、全会一致で「ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻を非難する決議」を可決した議会を冒流しているとの指摘があり、それを受けて富永議員が発言を取り消したが、内容を一部の議員が SNS に掲載したことが背景にあった。そのことの良し悪しの前に、発言に責任を持つべき議員が、議会の公式の場で行なった発言を取り消すなど言いたい。誹謗中傷やプライバシーに触れるなど2次被害が考えられる場合を除いて、取り消すべきではない。仮に取り消したとしても発言した事実は消えない。そもそも、発言の取り消しは「発言を議事録に掲載しない」という議会内部の手続きに過ぎない。

SNS に掲載されて都合が悪いことなら、初めから発言しなければいい。事実と違うのなら法的手段もある。あくまでも、当人同士の問題に過ぎない。議会が議員の議会外の言動に何らかの制限を加えることは、憲法に保障された表現の自由を侵すことにつながる。許されないことだ。

発言を抑圧する口実さまざま

私が初めて選挙に出たときに、選挙管理委員会だか候補者の関係者だか記憶にないが、「議会で、お互いに誹謗中傷しないようにという申し合わせが決議されている」と言われた。毎回の選挙前に同様の決議が行われてきたらしい。「私は申し合わせの決議に加わっていないから拘束されない。他候補の批判はしますよ」と答えた。その後、申し合わせは行われなくなった。誹謗中傷は名誉棄損になることもあり、申し合わせるまでもなくやってはいけない。決議は批判をけん制しようとしたものと思われるが、相互批判は市民が投票する候補を判断する材料になる。大いにするべきだろう。

仮にも、議員の議会外での自由な言動に制限を加えようとするなどあってはならない。何よりも市民の知る権利の侵害になる、というべきものだろう

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」
他行からの振込口座番号：〇一九店 (019) 当座 0669473 氏名・住所を別途ご連絡ください。

ワクチン接種、素朴な疑問

3回目の接種の途中ですが、4回目の準備が進められています。小児への接種も開始されました。これまでワクチン接種による利益（ベネフィット）とリスクに関する情報を正しく公開して、市民が判断できる情報を提供するように求めてきました。行政は、任意であり強制はしないとお伝えしていると言っています。しかし問題は伝え方にあります。ワクチン接種をしない場合のリスクと、した場合の利益を伝えて、「任意です」と言われても正しい判断はできません。ワクチン接種をするリスクとしない場合の利益はどうなっているのか、素朴に疑問に思います。

2年前のダイヤモンドプリンセス号の騒動の時にはウイルスの挙動が分からないままに、大勢の人が亡くなる事態にまでなって、人々を恐怖に陥れました。その後、数次の拡大期を経る中で治療法も相当進んできました。今、何をどんなふうに恐れるべきなのかを振り返ってみることが必要な時期に来ています。

4月30日現在、西東京市の「感染者」は2年間の累計で16,964人です。人口の8.2%になります。東京都の入院率は2.6%、オミクロン株はもっと少なく、その中の重症者はさらに少なくなります。入院する人を「感染者」の2.6%とすると440人くらいです。人口の0.2%です。

ワクチン接種は重症化予防のためとされていますから、この0.2%のさらに少ない数の中に入らないためにと、市民全員を対象にワクチン接種が呼びかけられていることになります。素人考えでも奇妙な気がします。

また、小児の感染についてはこれまで重症化した事例はありませんでした。先日の質疑の中で「小児の重症例も出ている」との答弁がありましたが、一つの事例が出たらあまねくワクチン接種をしなければならないのか、と指摘したくなります。

今の時点で、感染のリスクとワクチン接種のリスクをもう一度見直してみましょう。あくまでも接種は任意、だから現れる結果は自己責任です。

広報の方法について

西東京市は広報の媒体として市報、ホームページをはじめとして多くの手段を持っています。それらが有効に活用されているのか疑問に感じる時があります。

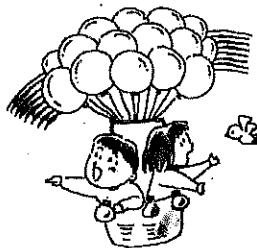
例えば、香害について。その防止のためには、被害を受けている人への注意喚起よりも、むしろ、それとは知らず、無自覚に香水や柔軟剤などを使っている人に自覚を促すことのほうがより必要な広報になります。

また、ワクチンやマスクなどの同調圧力についても同様です。強制ではなく任意だと行政が表明しても、善意の無自覚な人には届いていません。同調圧力を受けた人は、肩身を縮めて苦痛に耐えています。

こういったことに「市報やホームページでお知らせした」で済むわけがありません。被害者を出さないためには、善意で加害者になってしまっている人への周知を行う必要があります。行政の一層の努力を求めたい。



池沢陣営の法定ビラは違法！



昨年の西東京市長選挙で、卑劣な内容の法定ビラがまかれて、市民の皆さんが選挙の無効を申し立てた一件は、東京高裁で池沢候補陣営が配布した法定ビラ1号、2号ともに氏名類推事項が記載されていて「違法」と判断されました。

しかし、選挙管理委員会に責任はないとして選挙の無効は認めませんでした。市民側は、選管に責任があることと、法定ビラ2号については虚偽事項の公表に当たるとして最高裁判所に上告しました。

合わせて、「違法」を行なったとして「明日の西東京を創る会」代表の指田純氏を刑事告発し、捜査機関に受理されています。

裁判の被告である東京都は上告していませんので、法定ビラの違法は認めたということになります。市長はこの事態をどう考えるのでしょうか。確認する必要があります。

選挙に関する訴訟は「100日裁判」とされていますが、ずいぶん時間がかかっています。市民の皆さんの粘り強さに敬意を表します。

一般会計当初予算に反対

各種計画の安易なコンサルタント企業への委託とばらまきが目立つ予算になりました。コンサルの利用を一概に否定するものではないが、安易にコンサル頼みにすることによって、職員の企画能力を低下させることになりかねないと、かねてから指摘してきました。表題の市名だけ変えればどこの市でも通用するような計画だったら計画の名に値しません。

ばらまきは、コロナ対策のプレミアム事業として行われます。プレミアム分が税金です。このような事業は一部の市民が恩恵に浴するもので、当の市民は満足するものの、利用しなかった市民に不満をもたらします。もっと、すべての市民が納得するような事業に税金を投入するべきで、選挙目当てともとられかねないばらまきはやめるべきだ、と指摘をして今年度の当初予算には反対しました。



しがらみの「勤労者福祉サービスセンター補助金」

議員になって以降、一貫して適正化を求めてきたものに「勤労者福祉サービスセンター補助金」がある。市内の中小企業が会員となって、センターが行う福利厚生事業を利用するというものだ。現在会員数が1300人ほど、一人当たり年間6,000円の会費で収入が780万円。今年度の補助額は952万円余。一人当たり年間7,300円ほどの補助額になる。会費収入のほとんどが人件費相当額だ。今年度は経営改善計画の効果で補助金が減ったとはいえ300万円ほど減ったに過ぎない。民間の同種事業を利用すれば補助金の引き下げか、会費の引き下げによる会員数の増大が見込める。いったん事業を廃止して、新たに民間への委託事業として再出発するように求めているのだが、発足の経緯がしがらみになっていて、改善されないでいる。

森てるおが目指す議会・議員

議会とは最高議決機関であると同時に、そのための議論の場です。この場で議論をすることができるのは議員に限られています。市民は議論に参加できません。だとするならば、市民のすべての疑問に応えることが議会には求められます。

森てるおはそんな考えのもとに議員活動を行って来ました。だから、個人的な賛否を離れて、様々な市民の声を議論の場に出して、疑問の解消に努めるようにしています。

さらに議会とは行政のチェック機関です。行政の行為が妥当なのかどうか、手続きに誤りはないか、などを市民の力を借りながらチェックしています。市民の力を借りるとはどういうことでしょうか。行政の行為を市民の皆さんに情報公開することで、違和感を抱いた市民から「なんかおかしい」という声が届くことが多々あります。このような「気づき」は一介の議員には無理なことです。日々それにまつわる仕事をしている市民だからこそ気づくことができます。なにかおかしい、と指摘されたら次は「調べる」という作業になります。この作業は議員本来の仕事です。

疑義を質しても素直に認めるとは限りません。ましてや「市長与党」が多数を占めていると「道理が引っ込む」事態に直面することになります。議員としての手立てはそこで尽きてしまいます。しかし追及しないわけにはいきません。そんな場合には市民としての権利行使をすることになります。住民監査請求や住民訴訟は、住民票に掲載された住民でありさえすれば議員でもできることです。

必要な課題は行政がやって当たり前で、行われていなければ指摘をして実現を求めます。行政に必要性を確認させて、やらない理由を問い質すのです。それでもやらないことのほうが多いのだけど、しつこく、何度も問い質して行きます。実現しないのは、議会の多数決で否定されるからなのです。しかし、数を集めて実現しさえすればいい、とは考えていません。あくまでも納得づくで決定されるべきことだからです。

初当選以来の公約として

「一人で出来ることは何でもやる。しかし、他の議員の賛同を得なければならないことについては、努力はするが実現の約束はできない」というのが初当選時の公約です。その約束を果たすために、一人でできる「情報公開の徹底」と、必要な事柄の提案と徹底議論を役割にしてきました。

本来ならばすべての議員にこんな姿勢を持ってほしいものなのですが、残念ながらそうなってはいません。多数決を誤解し、多数を得さえすれば何でもできると考える人のほうが多いのが現状なのです。多数決とは、「十分に議論を尽くしても意見の一致が見られないときに、お互いに納得の上でどちらか多いほうに決める」ということで、その真意は「少数になった側にあきらめてもらうための手段」なのです。数が多ければ何をやってもいい、ということではありません。

こんな考えを持った議員をこそ、森てるおは望んでいます。

森の談話室

ご参加ください

今回の「森の談話室」は、下記の通り開催します。

日 時 5月22日(日) 午後2時～4時30分

場 所 コール田無4階 会議室B

森の談話室では、ご参加くださった方の関心事をお聞きして、他の参加者の皆さんと意見交換をするという進め方をしています。市政にかかわる課題にとどまらず、都や国の課題や、素朴な疑問でも結構です。自分のこんな考えはどうなんだろうかと皆さんの意見を聞いて確かめることもできます。議会活動の参考にさせていただきます。

なお、次の開催は 7月31日(日) の同時刻、同場所での開催と致します。



— 納得できる未来は情報の徹底公開から —
地方政治に政党はいらない。市民が主人公の行政を。



第 77 号
(年 4 回発行)
2022 年 8 月

E-mail
mori@moriteruo.com



市民の目：事務所 西東京市中町 2-8-11-102 TEL：090-8876-9926 FAX：042-439-9434

市長は職にとどまっていけるのか？

昨年の市長選挙での市長陣営のビラについて、選挙のや直しは認められなかったが、違法ビラと認定され、最高裁判所で確定した。改めて市長にどう思っているのかを訪ねたが、司法の判断は尊重する、考えは 1 年前に答えた通りと述べていただけだった。

市長の許諾のもとで発行されたビラが違法とされて、最終的に確定したにもかかわらず、それ以前と同じ答弁だったことにあきれてしまう。

市長には、違法行為を犯した団体との関係について改めて問い直した。「現在は活動を休止している、政治活動を再開するときには連絡をいただくことになっている」との回答があった。選挙の時だけ活動している団体のようだから活動を休止しているのは当然で、「まだ、関係は切れていなかったんだ」という感想を持った。

統一協会議員とどこがちがう？

違法行為を犯した団体の応援で当選して、結果は維持するというのでは、近年問題になっている旧統一協会の応援で当選した国会議員を彷彿とさせる。

選挙に関わる違法行為を根絶させるためには、行為によって一番利益を得たものへのペナルティは欠かせない。一番の利得者は当選した市長だ。すみませんで済む話ではないのだ。

現在、違法行為を犯した団体代表などの刑事捜査が行われている。不起訴なら検察審査会の審査対象にすることが考えられる。また終わっていないのだ。

合理的な説明、釈明はまだない！

政治から、とりわけ選挙から不法行為をなくさなければならない。市長の昨年の謝罪は「平井竜一候補者をはじめ、支援された皆様、不快に思われた市民の皆様にご心よりお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。また、私を御支援くださいました市民の皆様におかれましても、このような状況となりましたこと、重ねてお詫びを申し上げます。」というものであった。不快に感じたかどうかではない。不法行為によって地位を獲得し、そこに留まっていることについて、合理的な説明や感想を伝えてもらわなければ、何の釈明にもならない。

年末の選挙に向けて張り出されているポスターに市長の姿が散見されるが、私は市長職が一部議員の応援をすることは、一部議員を取り込み、懐柔することにもつながり、二元代表制を原則とする、地方自治の本旨をゆがめるものだと考える。それが、違法行為を行なった団体と繋がっているならばとんでもないことである。



安倍『国葬』反対デモ

森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」
他行からの振込口座番号：〇一九店 (019) 当座 0669473 氏名・住所を別途ご連絡ください。

いま、憲法論議は必要か、だれのための改憲か

「国会における憲法論議の推進と国民的議論を求める意見書」が提案されて、自民、公明などの多数で可決された。私はこの議案に反対した。

日本国憲法は剛性憲法と言われる。そこには政府が政治を行うにあたっての基本原則が列記されている。各条文に違反しない限り、かなり柔軟に法律を作ることができる。だから、この憲法を変えようということは、この憲法でできない事をやろうということに他ならない。

日本国憲法には3原則がある。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重のことだ。自民党の改憲草案によれば、天皇元首化、軍事行動の容認、基本的人権の制限が盛り込まれている。たしかに3原則を持っている現憲法は邪魔だろう。

国会は小選挙区制という民意が正しく反映されない制度の下で、改憲派とされる議員が多数を占める。その議員たちが多数を背景に強行採決を繰り返してきたのが今の国会だ。憲法にまで強行採決は許されない。

そして今、旧統一協会の改憲案が自民党の改憲案に反映されたと言えないような事実が明らかになった。旧統一協会はお隣、韓国に本部を持つ団体だ。その団体が日本の憲法を変えたいという。

旧統一協会や関連団体と自民党との関係も次々と明らかになってきている。自民党はだれのための改憲をしようとしているのだろうか。

審議前のプレスリリースは、議会への圧力だ！

物価高騰に対しての手当をするために補正予算（第5号）が提案された。

その審議が行われていないうちに、事業の詳細が市によって記者発表された。行われる予定の事業に市民の皆さんの期待感が強いほど、この予算に対する否定的な意見が言いにくくなるのは当然で、議会に対する圧力になってしまう。

そのことを意識してのことか、それとも、どうせ議会の多数は市長支持だから決まったも同然だとの考えからなのかはわからない。しかし、いずれにしても大変な思い上がりであり、議会軽視と言わざるを得ない。

これについては議会として、議員として抗議するべきものだと考えるのだが、残念ながら市長を支持する議員たちからは怒りの声が聞こえてこない。

自分が支持していない市長がやったことだったら怒るだろうと思える人まで、だんまりをきめこんでいる。こういうのをダブルスタンダードという。

この補正予算、福祉関係施設については値上げで影響を受ける見込み金額を報告してもらって支給し、後で実際の金額を計算して差し引きで実額支給をする方法を取った。しかし、他の業種については規模によって金額を違えて一律支給とした。これもダブルスタンダードだ。

やることの中身ではなく、やり方について、一方には厳しく、一方には甘くしているのは不適切だとして反対した。姿勢そのものがダブルスタンダードになっている。

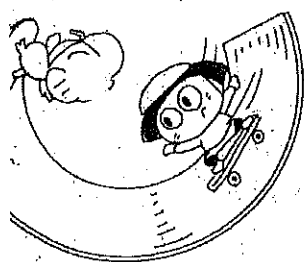
戦没者の遺骨を土木建材にしてもいいのか

「沖縄戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないことを求める意見書」が提案されたが、自民党、公明党の反対で否決された。

77年前、沖縄では日本が行なった戦争で唯一の地上戦が行われ、県民の4人に一人が亡くなった。戦闘はおもに沖縄南部で繰り広げられた。大勢の民間人も犠牲になった。海岸には今も収集されない遺骨が砂にまみれて散乱している。

この遺骨交じりの砂を埋立て用の土砂として使う計画が持ち上がって、遺族や県民の大きな反発を招いている。人道的、情情的な観点からとても容認できないとして議案として提案されたものだ。

よもや反対する議員はいないだろうと思っていたが、案に相違して否決になってしまった。遺骨を埋め立てに使うという人倫に反した行為に賛同するわけにはいかない。埋め立てに使うなという議案にはもちろん賛成した。



マスクは強制なのか

マスクについて、国の取り扱いが変わったにもかかわらず、学校現場では従前と変わっておらず、子どもたちの間でも心理的な強制が働いて、ほとんどの子供がマスクの着用をやめられないでいる。こんな話を聞いていた中で「子どもの健やかな成長のため、教育現場でのマスク着用について幅広い理解とその周知を求める陳情」が出されて審査を行なった。夏の暑い時期に向かって熱中症の心配もあり、マスクを外してもいいことを周知してもらいたいなどの願いを汲んで趣旨採択になった。実際に、学校生活でも、登下校の際でもマスクを外している子どもたちはほとんどおらず、同様な光景に見えてしまう。

こんな状態が続けば、人の表情を見ながら気持ちを伝え合える、コミュニケーション能力にも支障が出てくるだろう。マスクを取ることを恐れるようになるのではないのか。

外してもいいよ、ではなく、必要がないところでは外そうと呼びかけるべきだ。そして、「マスクを外そう！まず大人から」と呼びかけたい。

国葬について

安倍元首相が凶弾に倒れた。旧統一協会の広告塔として活動しているとして恨みを買って、射殺されたものだ。

この死を政治利用するために、岸田首相が闇雲に国葬に向けて突っ走っている。

最近のあらゆる世論調査の結果では国民の半数以上は国葬を望んでいない。反対が8割、賛成の5倍にも及ぶという調査も存在している。安倍氏の国葬は取りやめるべきだ。

そもそも国葬を定めた勅令は憲法の施行を受けて、他の法令等とともに1947年12月限りで失効している。国葬を行なうことは憲法と矛盾するのだ。

国葬は憲法の規定に違反して思想、良心、信教の自由を侵害し、個人の尊厳や法の下での平等を冒すものと言わざるを得ない。政教分離原則にも反する。また法律の定めがないものに国費を支出することは想定されていない。法律違反の不法行為だ。許されない。

また、安倍元首相については国会答弁での嘘の連発や閣議決定の多用で議会制民主主義を破壊したなど、批判する声も多く、国葬に値しないという声もある。私は誰であつても国葬は憲法に違反するので行なってはならないという立場を取っている。

西東京市長選挙・異議申し立て顛末記

山口あずさ

2021年2月7日執行の西東京市長選挙に於いて、現市長である池沢たかし氏の確認団体が市内に大量に配布したビラが違法であり、選挙の公正が失われたとして、市民60名が選挙のやり直しを求める異議の申し出を西東京選挙管理委員会に対して行いました。

ビラには「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と大書され、その裏面には、逗子市政の失敗を印象付けるように新聞記事等が意図的に引用されて、まさに気味の悪い怪文書そのものでしたが、そのビラには、発行元として「明日の西東京を創る会」と、池沢候補の確認団体の名称が明記されていたのです。

私は平井候補を応援していたのですが、どちらを応援していたかは一旦脇に置いたとしても、このビラは、私の住む西東京市を穢すものであると強く感じました。

選挙の異議の申し出については、2週間以内にしなければなりませんので、急いで裏面に記載されたすべての記事の原文を確認し、このビラが事実をゆがめたものであると主張しました。残念ながら、市選管も、都選管も、東京高等裁判所も請求棄却となり、選挙のやり直しは認められませんでした。しかし、「氏名類推事項の記載がある」として、東京高裁は、私たちが当初から問題にしていた2号ビラのみならず、「徹底したコロナ対策」などとまともな政策が書かれた1号ビラも「前副市長」との記載があり、違法としました。

氏名類推事項というのは、一般にはたいへん分かりにくい規定と思いますが、公職選挙法上、確認団体の出すチラシは候補者の氏名又は氏名類推事項を記載してはならないとされているのに対し、選挙の告示前から双方の陣営が候補者の前職（役職名）を宣伝しており、ビラが頒布された時点で、西東京市民は役職名によって両候補の氏名が類推できたことを裁判所は認めたのです。

この件について、田無警察は告発状を受理しており、捜査が開始されています。

6月に、柳沢公民館で報告会を開催しました。森てるおさんにも参加していただいています。よろしかったら、YouTube もご覧ください。

西東京市長選挙・異議申し立ての会活動報告会

2022年6月12日 柳沢公民館にて

<https://youtu.be/zZ7AU9rINdI>



森の談話室 ご参加ください

今回の「森の談話室」は、下記の通り開催します。

日	時	10月16日（日）午後2時～4時30分
		10月22日（土）午後6時～8時30分
場	所	コール田無4階 会議室B（いずれも）

今回は予定していた日時で会場が確保できなかったために、二度の開催をさせていただくことにしました。

森の談話室では、ご参加くださった方の関心事をお聞きして、他の参加者の皆さんと意見交換をするという進め方をしています。市政にかかわる課題にとどまらず、都や国の課題や、素朴な疑問でも結構です。自分のこんな考えはどうなんだろうかと、私のみならずご参加くださった皆さんの意見をお聞きになって、ご見識を深めていただきたいと思います。



納得できる未来は情報の徹底公開から
地方政治に政党はいらない。市民が主人公の行政を。



第78号
(年4回発行)
2022年10月

E-mail
mori@moriteruo.com



市民の目：事務所

西東京市中町 2-8-11-102

TEL : 090-8876-9926

FAX : 042-439-9434

森てるおは 引退します

本年12月25日投開票で予定されている市議会議員選挙に、森てるおは立候補しないことにいたしました。これまでのご支援に感謝申し上げます。

1999年に旧保谷市議会議員に送り出していただいてから6期、とりわけ直近の4回は連続してトップでの当選をさせていただきました。

この間、市民が主人公の政治を目指して、行政を糾す、政治を糾すとの考えから、とりわけ情報を徹底して市民に公開し、市民の皆さんの目で行政を監視してもらおうと努めてきました。市の未来は市民の皆さんのものであって、行政や議会が勝手に決めてはいけないものです。

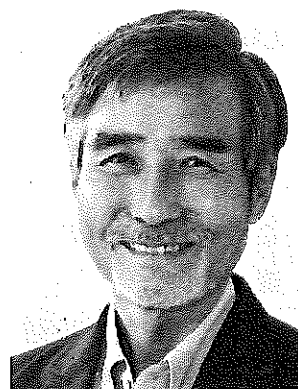
誰もが自由に発言し、その意見が尊重される政治であってもらいたいと望んでいます。初当選の頃、私に投票してくださったと思える方々がご連絡くださった際に、枕詞のように「私ちょっと変わっているんですけど・・・」とおっしゃっていました。発言することそのものが心理的な圧迫にさらされていたようです。私が上位当選を続けることで、その方々を含めて誰もが自由に発言できる、していいんだと思える環境になってきたのではないかと自負しています。

多くの方からはもう一期やるようにと求められてきました。しかし、最後の任期とわかっている者の発言は軽視されがちなものです。昨年の市長選挙で平井市長が誕生していたら、立候補をお願いした責任上続けるつもりでいました。池沢市長の違法ビラの問題などで続ける選択肢もありましたが、まだまだ余力のあるうちに、次の力ある者にバトンを渡したいと考えました。

幸い、この違法ビラを問題視し、私もその一端に加わった「西東京市長選挙異議申し立ての会」の代表として最高裁まで争ってくれた山口あずささんが立候補の意向を表明されました。皆さんにご紹介し、全力で応援したいと考えています。山口あずささんなら、行政の不正や不都合を指摘し、糾していつくれるものと期待をしています。

もう一人、私が推薦したい方がいます。たんじひこ太さんです。この方も市民運動の背景を持っています。おとなり小平市の道路建設問題で住民投票運動がおこった際に、住民の示した意思を隠蔽した行政に対し、情報公開を要求して争ってきました。「すべての情報を市民に！」との姿勢を貫いてきた森てるおとしては、たんじひこ太さんは西東京市には必要な人材だと考え、候補となるように求めました。新しい人材で、西東京市が「市民が主人公のまち」になることを願っています。

なお、前回の市議会議員選挙で応援した田村ひろゆきさんは、この4年間、森てるおにはない部分を含めて期待以上の議員活動をしていることをご報告しておきます。



森てるおのホームページ <http://www.moriteruo.com/>

郵便振替口座番号 00120-6-669473 加入者名「森てるおと市民の目」

他行からの振込口座番号：〇一九店 (019) 当座 0669473 氏名・住所を別途ご連絡ください。

旧統一協会と政治

市長選挙の最中に池沢市長（当時候補者）が旧統一協会（現世界平和統一家庭連合）の西東京教会を訪ねていたことがわかった。

旧統一協会は人が抱く「畏れ」の感情を悪用して物品を売りさばいたり、信者を獲得したりしてきた団体で、数多くの被害者を生み出してきた。安倍元総理の銃殺犯は二世信者で、被害者だ。

そんな団体を訪問したことについて、市長は「選挙対策本部のスケジュールを受けて政策の一端を話しに行った。応援の要請はしていない。」と弁明しているのだが、選挙期間中に訪問して応援の依頼をしないとは、にわかには信じがたい。

仮に市長の言うとおりだったとしても、市長応援団の実力者が旧統一協会と繋がっていることになる。選挙中のヘイトビラの発行も市長応援団の仕業だ。このような応援団が市長を取り巻いている。行政がゆがめられる恐れは決して低くない。

いま政権党が旧統一協会の応援を受け、お返しをしていた構図が浮き彫りになってきている。選択的夫婦別姓に反対したり、性的少数者の差別解消の施策をさぼったり、ことさらに家庭を強調するなど、旧統一協会の考えと通底している。共通点を一言で言えば、家父長制の死守ということだろうか。

政党の中では上部の決定に異論は通用しない。この政権党の旧統一協会におもねった政策は上意下達で西東京市の最大政党にも当然引き継がれ、賛成意見の一つも表明されないまま市政に影響を与えている。西東京市政は歪んでいるというべきかもしれない。

政治と宗教

旧統一協会と政権党との癒着が次々と明らかになってきた。業者との癒着が利権政治を生み出し政策をゆがめるのと同様に、政権党と宗教との癒着も政策をゆがめる。

どんな宗教にも教義がある。教義は宗教にとって絶対的であるために、宗教が権力を握ると必然的に教義の押しつけが始まる。日本には国家神道というカルト宗教が国家権力を掌握して悲劇を生みだした過去がある。だから宗教が政治権力を持つてはならない、だから政教分離が必要だと憲法に書き込んだ。信教の自由はだれにでもある。一部教団の教義を政策として採用することとは、他の人の信教の自由を侵害する。信教の自由の中には信仰を持たない自由も当然含まれている。多様な価値観を認め合った社会にするために、政教分離は必要不可欠だ。

多く
限られ
ない。
を行な
施策を
私は
そのキ
はない
だ、そ
必要だ
民のお

市議会議員選挙、市長の推薦ってあり？

年末に市議会議員選挙が行われる。前回の市議選でも指摘したのだが、権力を持った市長が、一部議員を取り込むような効果を持つ「市長推薦」はするべきではない。「旧統一協会と政治」でも述べたが、当選に寄与してくれた相手に対して恩義を感じるのは自然な感情だが、その感情を逆手に取って、権力に都合のいい方向に取り込むなど許されるべきではない。もちろん議員自身がその政策の「道具」になることも、その様に見られることも自戒しなければならないのは当然のことだ。

地方自治は有権者が議員と首長をそれぞれ別の選挙で選ぶことで、議会（議員ではない）と首長を両立させて相互牽制が働く二元代表制によって行われている。市長と議会が癒着しないようにする工夫だ。

応援してくれた相手におもなった政策遂行などあってはいけない。



満足と納得

敗者は「満足」をキーワードにしている。しかし、算ですべての人に満足をしてもらうことはできず、当選に協力してくれた人たちが満足する施策とになってしまう。今の西東京市は誰のためのっているのだろうか。

策の優先順位は市民が決める」と主張してきた。一歩は「納得」だ。すべての人を満足させる政策「すべての人に納得してもらええる政策は可能だ。たうにはすべての情報の公開と丁寧な説明、議論がり市政にはこのことが決定的に足りていない。市りを排し必要な施策を進めるべきだ。

「国葬」について

国民の半数を大きく上回る反対の声を押し切り、「国葬」が「国葬儀」と偽って強行された。名前が変わっても実態が変わるわけではないのは旧統一協会と同じだ。

民主主義は少数意見を尊重するものと言われる。今回の国葬は少数意見を権力をもって押し通した。これを民主主義とは言わない。力を持つ者が力を背景に自分の意見を押し通すのを独裁という。支持がどれだけあるかは関係がない。日本は独裁国家になってしまったのか。

国葬に関しては、現在、違憲性、違法性をめぐって各地で起こされた裁判が始まっている。事前の差し止めは認められず、国葬を止めることはできなかったが、裁判でこの権力の暴走、独裁を止めたいと思っている。

事前差し止めと違って、終わってしまったことの裁判は時間がかかる。しかし、逆に、事実は確定して変化しないから、言葉を変えて言い逃れることはできない。岸田政権が強行した国葬だが、政府の行為だから、政権が代わっても責任は残る。しっかり追及していきたい。物心両面でのご支援をお願いします。

裁判とは別に、問題が多かった安倍晋三元総理の国葬が持つ意味とは何だったのか、その検証も進めていく必要がある。

山口 あずさ

森てるおさんに初めてお会いしたのは、原発都民投票の活動を通じてでした。その後、安保法制違憲訴訟の原告として、また、昨年の市長選挙での法定ピラ事件では、異議申し立ての会を結成し、一緒に活動させていただきました。市民活動と呼応する形での議会の質問を、さらに市民にフィードバックし、また、メディアにも取り上げていただきました。それなりにダイナミックな動きをとることができ、充実した時間を送ることができました。

これまでに私が取り組んできました脱原発も安保法制違憲訴訟も国政のカテゴリーでしたが、「西東京市長選挙・異議申し立ての会」の活動は、西東京市をより深く知り、かつ多くの市民の方たちと出会うきっかけにもなりました。福島第一原発の事故で、自分には愛国心のようなものがあるらしいと気づかされ、昨年の市長選挙で配布されたえげつないピラで、地元愛に目覚めました。またコロナ禍でのテレワークで、西東京市に滞在する時間が増え、農業のあるこの町の良さを再発見しました。

森さんに次回市議選で推薦して頂けること、本当に有難いことと感謝しております。何としてもこのチャンスを活かさなければなりません。どうか、ご支援賜りますようお願い申し上げます。なお、12月11日18時30分（開場18時15分）より、コール田無、多目的ホールにて、イベント「市議会で行動する」を開催します。森さんと山口のトークです。森さんの市議としての集大成を伺うとともに、これからの山口あずさの活動の指針とさせていただきたいと考えております。多くの皆様のご来場を、お待ちしております。

たんじ ひこ太

私がまだ小平市に住んでいた頃、都市計画道路の建設問題が起こりました。仲間とともにその問題に住民の意思を反映させるかどうかを問う住民投票条例を制定する活動をし、条例を作ることに成功しました。しかし、条例制定後、投票実施直前に、市長によって突然、成立要件（投票率が50%ないと成立しない）をつける条例改正がされてしまったのです。結局、投票率は50%を下回り、住民投票は開票されませんでした。

しかし、この投票の結果は住民の声を確認する貴重な財産です。私たちは、市長が都や国に投票結果を報告する義務はなくなったとしても、その結果を市民の間で共有することは民主主義を行う上で重要だと考え、投票用紙を開示する情報公開請求をしました。

しかし、請求は却下され、私たちは裁判に訴え、最高裁まで争いましたが「投票の秘密」（投票用紙を見たところで誰が書いたかなど分からないのにおかしいですね）を理由に敗訴し、悔しい思いをしました。

情報公開は民主主義の基本です。情報がなければ私たちは住民参加のための判断ができませんし、正確な情報に基づき行政が政策決定をしているのかどうかをチェックすることもできません。森てるおさんがおっしゃるように、まさに「納得できる未来は情報の徹底公開から」です。

情報公開には二種類あると考えています。一つは、公開されていない情報を公開することです。もう一つは、公開されている情報をわかりやすくお伝えすることです。

私はこの二つの情報公開の徹底と、様々な人の意見が尊重される市政を目指します。そして、森てるおさんが情報公開に寄せる思いと、誰もが自由に発言できる環境にしたいという思いを、しっかり引き継いでいきたいと考えております。

森の談話室 ご参加ください

今回の「森の談話室」は、下記の通り開催します。

日時 11月27日（日）午後2時～4時30分
場所 コール田無4階 会議室A

